

## 大阪府本庁舎不用物品（古紙）売払いに係る再生資源化集荷業務（単価契約）入札説明書

入札参加者は、この「大阪府本庁舎不用物品（古紙）売払いに係る再生資源化集荷業務（単価契約）入札説明書（以下「入札説明書」という。）」のほか、「入札案内」及び「入札心得」の内容を遵守するとともに、「単価契約書（案）」及び「仕様書」等その他契約締結に必要な条件を熟知のうえ、入札しなければならない。

### 目 次

- 1 入札参加資格
- 2 質問及び回答
- 3 入札参加申請及び入札
- 4 入札執行の保留、延期又は取り止め
- 5 公正入札調査の実施
- 6 入札保証金
- 7 入札書の無効
- 8 落札者の決定方法
- 9 契約手続等
- 10 実施上の留意事項

#### 1 入札参加資格

入札に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）は、次に掲げる要件とする。

(1) 令和2・3・4年度大阪府物品・委託役務関係競争入札参加資格登録者名簿の古物類（種目コード62）の再生資源集荷業に登録されている者であること。

※（次の4つの種目コードのうち、いずれかに登録されていること）

- ・「古物商・金属くず業・再生資源集荷業（種目コード620）」
- ・「再生資源集荷業（種目コード623）」
- ・「古物商・再生資源集荷業（種目コード625）」
- ・「金属くず業・再生資源集荷業（種目コード626）」

(2) 次のアからクまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 成年被後見人

イ 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治29年法律第89号）第11条に規定する準禁治産者

ウ 被保佐人であって契約締結のために必要な同意を得ていないもの

エ 民法第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの

オ 営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの

- カ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者
- ク 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者（同項各号のいずれかに該当すると認められることにより、大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受け、その措置期間を経過した者及び同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当し、その措置期間に相当する期間を経過したと認められる者を除く。）又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受けた者を除く。）、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第41条第1項の更生手続開始の決定を受けた者を除く。）、金融機関から取引の停止を受けた者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (4) 府の区域内に事業所を有していること。
- (5) 府税に係る徴収金を完納していること。
- (6) 最近1事業年度の消費税及び地方消費税を完納していること。
- (7) 物品・委託役務関係競争入札参加資格審査申請書（添付書類等を含む。）又は資格審査申請用データ中の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事項について記載をしなかった者でないこと。
- (8) 大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止措置を受けている者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当すると認められる者（同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当し、その措置期間に相当する期間を経過したと認められる者を除く。）でないこと。
- (9) 大阪府公共工事等に関する暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外措置を受けている者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当すると認められる者でないこと。
- (10) 府を当事者の一方とする契約（府以外の者のする工事の完成若しくは作業その他の役務の給付又は物件の納入に対し府が対価の支払をすべきものに限る。以下同じ。）に関し、入札談合等（入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成14年法律第101号）第2条第4項に規定する入札談合等をいう。以下同じ。）を行ったことにより損害賠償の請求を受けている者（この公告の日までに当該請求に係る損害賠償金を納付した者を除く。）でないこと。

## 2 質問及び回答

- (1) 質問受付期間及び質問方法

「入札案内」による。

- (2) 回答日及び回答方法

「入札案内」による。

## 3 入札参加申請及び入札

- (1) 入札参加資格審査申請書及び入札書受付期間並びに入札方法

「入札案内」による。

## (2) 留意事項

ア 電送による入札は認めない。

イ 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 4 入札執行の保留、延期又は取り止め

入札執行の前又は執行中に、次の各号のいずれかの事由が生じ入札の執行が困難又は執行すべきでないと認められるときは、入札執行を保留、延期又は取り止め（以下「保留等」という。）する場合がある。

なお、保留等により入札参加者が被った損失について、本府は一切の責めを負わない。

(1) 天災地変等により通信遮断、交通途絶等の事由が発生したとき。

(2) 入札執行を保留等すべきと判断するに相当する談合その他不正行為に関する情報が、有力な証拠をもって通報されたとき。

(3) その他発注者が、やむを得ない事由により入札執行を保留等すべきと判断したとき。

## 5 公正入札調査の実施

4(2)により、入札執行を保留等したときは、必要に応じて公正入札に係る調査を行う。

この場合、入札参加者は調査に協力しなければならない。

## 6 入札保証金

(1) 入札保証金は大阪府財務規則（昭和55年大阪府規則第48号）第61条の規定に該当する場合は免除する。

(2) 落札者が契約を締結しないときは、違約金として入札価格の100分の110に相当する金額の100分の2に相当する金額を大阪府に支払わなければならない。ただし、次の各号に定める場合は、この限りでない。

ア 大阪府入札参加停止要綱 別表13（経営不振）の規定により入札参加停止の措置を講じられ、又は同内容の措置要件に該当したことにより、契約を締結しない場合

イ 大阪府入札参加停止要綱 別表6（安全管理措置）(2)イの規定により入札参加停止1ヶ月の措置を講じられ、又は同内容の措置要件に該当したことにより、契約を締結しない場合

ウ 代表者の死亡等により営業活動を継続しえなくなったため契約を締結しない場合

## 7 入札書の無効

入札に参加する資格のない者及び虚偽の申請を行った者が提出した入札書並びに入札心得等において示した条件等入札に関する条件に違反した者の提出した入札書は無効とする。

## 8 落札者の決定方法

入札書に記載された品目ごとの契約希望単価に仕様書で示す予定数量を乗じて得た額の合計額が、最高価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

## 9 契約手続等

(1) 契約書

契約書を作成する。落札者は、契約書に記名押印し、落札決定の日の翌日から起算して10日以内に大阪府に提出しなければならない。但し、大阪府の承諾を得た場合は、この期間を変更することがで

きる。

落札者が期間内に契約書を提出しないときは、落札者としての権利を失い、大阪府は契約を締結しないことがある。

## (2) 誓約書

落札者は、大阪府暴力団排除条例（平成22年大阪府条例第58号）第11条第2項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を、落札決定後速やかに「入札案内」に示す提出先へ提出（郵送又は持参）しなければならない。誓約書を提出しないときは大阪府は契約を締結しない。また、誓約書を提出しない入札参加資格者に対し、入札参加停止等の措置を行う。

## (3) 契約保証金

ア 落札者は、この契約の締結と同時に、契約金額（単価契約の場合にあつては、契約単価に発注予定数量を乗じて得た額に消費税及び地方消費税相当額を加算して得た額）の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、契約保証金の納付は、次に掲げる担保の提供をもって代えることができる。

- (ア) 国債又は地方債。この場合において提供される担保の価値は、額面金額又は登録金額による。
- (イ) 政府の保証のある債券又は銀行、株式会社商工組合中央金庫、農林中央金庫若しくは全国を地区とする信用金庫連合会の発行する債券。この場合において提供される担保の価値は、額面金額又は登録金額（発行価格が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価格）の8割に相当する金額による。
- (ウ) 銀行又は大阪府が確実と認める金融機関（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）第3条に規定する金融機関（銀行を除く。）をいう。以下この項において同じ。）が振り出し、又は支払保証をした小切手。この場合において提供される担保の価値は、小切手金額による。
- (エ) 銀行又は大阪府が確実と認める金融機関が引き受け、又は保証若しくは裏書をした手形。この場合において提供される担保の価値は、手形金額による。
- (オ) 銀行又は大阪府が確実と認める金融機関に対する定期預金債権。この場合において提供される担保の価値は、当該債権の証書に記載された債権金額による。
- (カ) 銀行又は大阪府が確実と認める金融機関の保証。この場合において提供される担保の価値は、保証書に記載された保証金額による。

イ アにかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

- (ア) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結
- (イ) 大阪府財務規則（昭和55年大阪府規則第48号）第68条第3号に該当する場合における落札者からの契約保証金免除申請

ウ イ(ア)の場合においては、落札者は履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を甲に寄託しなければならない。

(4) 落札決定の日から契約締結の日までの間において、次のうちアに該当した者とは契約せず、イ又はウのいずれかに該当した者とは契約を締結しないことがある。

ア 大阪府公共工事等に関する暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外措置を受け、その措置期間中であるとき、又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当すると認められる場合

イ 大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受け、その措置期間中の者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当すると認められる場合

- ウ 府を当事者の一方とする契約で、入札談合等を行ったことにより損害賠償の請求を受けた場合
- (5) (1) 後段及び(4)の規定により大阪府が契約を締結しないときは、6(2)に定める違約金を大阪府に支払わなければならない。この場合、本府は一切責めを負わない。

#### 10 実施上の留意事項

- (1) 入札に参加するための費用は、入札参加者の負担とする。
- (2) 入札参加申請の書類等に虚偽の記載をした者には、大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を行うことがある。

また、入札参加申請の書類等に虚偽の記載を行った者が提出した入札書は無効とし、無効の入札書を提出した者を落札者としていた場合は落札決定を取り消す。

- (3) 入札書の提出者が無い場合は、入札執行を取り止める。